

東芝のガバナンス体制

識者

評論

昨今、東芝の米国原子力子会社で破産申請されたウエスチングハウス社（WH社）の減損処理を巡る不正会計問題をめぐり、富士フイルムHD傘下の富士ゼロックスのニュージラードとオーストラリアでの販売子会社の不適切会計処理や、2012年の沖電気工業のスペイン販売子会社架空売り上げ事件などの海外子会社不正事件が後を絶たない。

神奈川大学法学部教授

荻田 英人



「仏作つて魂入れず」

る大物を並べ、体裁だけを整えた、ガバナンスがほとんど機能していない会社であると言える。

東芝の歴代社長による不正会計指示が発覚し、16年12月に巨額損失が明らかになり、東芝の取締役会も大騒ぎとなった。同社はWH社の「のれん」の減損

処理を回避し、債務超過に陥らないために奔走していたようである。実態を示すよりも会社を守るためという大義名分から、粉飾によりその場しのぎのことは行つたが、結果的に会社の存続を危うくすることとなった。

債務超過になると、銀行からの融資が引き揚げられ、2期連続になると上場廃止となる。それを回避するために、半導体事業をどこに売却するかが焦点となつている。日本の先端技術の流出を防ぐため、日米の企業連合の出資計画が浮上している。

東芝としても、政府が主導した原子力推進の方針により国策事業を展開してきたため、国の安全保障上の問題で、高額の提示している海外の企業に半導体事業

更まで行おうとしている。しかし、東芝が支払う代償は大きい。株価は急落し信用の失墜は取り返しがつかない。株価急落で、信託銀行などが東京地裁に損害賠償を求めて提訴している。また、どの程度の情報が社外取締役にも上げられ、どんな説明を受け、どのような理由で

これら重要な決定がされたのか疑問である。経営者の姿勢次第でガバナンス体制が形骸化し、ほとんど機能していないことが露呈した。「仏作つて魂入れず」とはまさにこのことを言うのであり、大物の社外取締役は何をしていただのか。知らなかったというだけで監督責任が免れるわけではない。

ただ、東芝の取締役会が、社外取締役に期待する役割・機能を明確にし、そのサポート体制の構築等を行っていたのかどうか問題となる。漠然と大物の社外取締役を並べていただけでは全く意味がない。

しかし、何としても上場廃止を避けたい東芝であるが、債務超過となり上場廃止となつても、規制が緩和されるといふメリットがあることから、今までの東芝のガバナンス体制の不備を教訓に、国家的な重要性があり、これからの東芝再建の切り札となる虎の子の半導体事業を売却しないで継続するという選択肢もあることを忘れてはならない。

よしだ・ひでと 1952年石川県生まれ。筑波大学大学院修士。専門は会社法・税法・信託法。近著に「基本がわかる会社法」「信託の法制度と税制」など。